○厚生労働省令第八十六号

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一 部を改正する法律 (平成三

十年 法律第七十号) の施行に伴 V) 医薬品 医療機器等 \mathcal{O} 品 質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律 施

行規則の の一部を改正する省令 の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

医薬品、 医療 機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律施行 ·規則 \mathcal{O} 部を改正する省令

の一部を改正する省令

医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平

成二十九年厚生労働省令第二号)の一部を次の表のように改正する。

2 1 (施行期日) るつは、「までない。、
太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」とあ
カ 日 本 国 に て い て 刻 力 を 生 ず る 日 前 と な る 場 合 に は 、 前 項 中 「 環 日が環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 いて効力を生ずる日の前日から施行する。 進的な協定が日本国について効力を生ずる日 るのは、 (調整規定) 環太平洋パー この省令は、 次項の規定は、環太平洋パートナーシップ協定が日本国につ 「環太平洋パートナーシップ協定」とする。 トナーシップ協定が日本国について効力を生ずる 環太平洋パ 改] |-正 ナー 後 シッ プに関する包括的及び先 から施行する。 ただ 力を生ずる日から施行する。 この省令は 附 則 環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効 改 正 前

(傍線部分は改正部分)

附

則

この省令は、 公布の日から施行する。